

告示 36 号

地方自治法第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、中種子町会計規則第12条の規定により告示する。

令和8年4月1日

中種子町長 田淵川 寿広



- 1 指定納付受託者の住所及び法人氏名  
楽天グループ株式会社  
東京都世田谷区玉川一丁目14番1号 楽天クリームゾンハウス
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入  
インターネットを利用して納付する「ふるさと納税寄附」に係る寄附金
- 3 指定納付受託者に歳入を納付させる期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日

告示 36 号

地方自治法第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、中種子町会計規則第12条の規定により告示する。

令和8年4月1日

中種子町長 田淵川 寿広



- 1 指定納付受託者の住所及び法人氏名  
トヨタファイナンス株式会社  
愛知県名古屋市西区牛島町6番1号
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入  
インターネットを利用して納付する「ふるさと納税寄附」に係る寄附金
- 3 指定納付受託者に歳入を納付させる期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日

告示 36 号

地方自治法第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、中種子町会計規則第12条の規定により告示する。

令和8年4月1日

中種子町長 田渕川 寿広



- 1 指定納付受託者の住所及び法人氏名  
株式会社 DG フィナンシャルテクノロジー  
東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入  
インターネットを利用して納付する「ふるさと納税寄附」に係る寄附金
- 3 指定納付受託者に歳入を納付させる期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日

告示 36 号

地方自治法第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、中種子町会計規則第12条の規定により告示する。

令和8年4月1日

中種子町長 田渕川 寿広



- 1 指定納付受託者の住所及び法人氏名  
株式会社鹿児島カード  
鹿児島県鹿児島市泉町3番3号
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入  
インターネットを利用して納付する「ふるさと納税寄附」に係る寄附金
- 3 指定納付受託者に歳入を納付させる期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日

告示 36 号

地方自治法第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、中種子町会計規則第12条の規定により告示する。

令和8年4月1日

中種子町長 田渕川 寿広



- 1 指定納付受託者の住所及び法人氏名  
株式会社トラストバンク  
東京都品川区上大崎三丁目1番1号
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入  
インターネットを利用して納付する「ふるさと納税寄附」に係る寄附金
- 3 指定納付受託者に歳入を納付させる期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日

告示 36 号

地方自治法第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、中種子町会計規則第12条の規定により告示する。

令和8年4月1日

中種子町長 田渕川 寿広



- 1 指定納付受託者の住所及び法人氏名  
PayPay 株式会社  
東京都千代田区紀尾井町1-3
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入  
インターネットを利用して納付する「ふるさと納税寄附」に係る寄附金
- 3 指定納付受託者に歳入を納付させる期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日

告示 36 号

地方自治法第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、中種子町会計規則第12条の規定により告示する。

令和8年4月1日

中種子町長 田渕川 寿広



- 1 指定納付受託者の住所及び法人氏名  
株式会社さとふる  
東京都中央区京橋2-2-1 京橋エドグラン13F
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入  
インターネットを利用して納付する「ふるさと納税寄附」に係る寄附金
- 3 指定納付受託者に歳入を納付させる期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日

告示 36 号

地方自治法第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、中種子町会計規則第12条の規定により告示する。

令和8年4月1日

中種子町長 田渕川 寿広



- 1 指定納付受託者の住所及び法人氏名  
株式会社 JALUX  
東京都港区港南1-2-70 品川シーズンテラス12階
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入  
インターネットを利用して納付する「ふるさと納税寄附」に係る寄附金
- 3 指定納付受託者に歳入を納付させる期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日

告示 30 号

地方自治法第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、中種子町会計規則第12条の規定により告示する。

令和8年4月1日

中種子町長 田淵川 寿広



- 1 指定納付受託者の住所及び法人氏名  
株式会社アイモバイル  
東京都渋谷区桜丘町22-14 N.E.S.ビルN棟2階
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入  
インターネットを利用して納付する「ふるさと納税寄附」に係る寄附金
- 3 指定納付受託者に歳入を納付させる期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日

告示 36 号

地方自治法第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、中種子町会計規則第12条の規定により告示する。

令和8年4月1日

中種子町長 田渕川 寿広



- 1 指定納付受託者の住所及び法人氏名  
アマゾンジャパン合同会社  
東京都目黒区下目黒1-8-1
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入  
インターネットを利用して納付する「ふるさと納税寄附」に係る寄附金
- 3 指定納付受託者に歳入を納付させる期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日